

指定居宅介護支援重要事項説明書

あなた様が、「飯田市社協とおやま居宅介護支援センター」の居宅介護支援のサービスを開始するにあたり、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

法人名	社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会
法人所在地	飯田市東栄町3108番地1
電話番号	0265 (53) 3040
代表者氏名	会長 原 重 一
設立年月日	昭和38年7月15日

【基本理念】 ・わたくしたちは、地域と命の尊さを守るため「新たな福祉の創造による改革」を行い地域社会に貢献します。

【居宅介護支援】

	開設年月日	事業者番号
飯田市社協居宅介護支援センター	平成11年 9 月30日	第2070500208号
飯田市社協とおやま居宅介護支援センター	平成15年 8 月1日	第2072500883号

【介護予防支援】

飯田市社協居宅介護支援センター	平成18年 4 月1日	第2070500208号
飯田市社協とおやま居宅介護支援センター	平成18年 4 月1日	第2072500883号

【訪問介護】

飯田市社協ヘルパーステーション	平成11年10月29日	第2070500240号
飯田市社協とおやまヘルパーステーション	平成11年 9 月30日	第2072500016号

【飯田市総合事業訪問型サービス】

飯田市社協ヘルパーステーション	平成18年 4 月1日	第2070500240号
飯田市社協とおやまヘルパーステーション	平成18年 4 月1日	第2072500016号

【通所介護】

いいだデイサービスセンター	平成11年12月27日	第2070500323号
北部デイサービスセンター	平成11年12月27日	第2070500331号
上郷デイサービスセンター	平成12年 1 月30日	第2070500356号
竜東デイサービスセンター	平成12年 1 月31日	第2070500349号

【飯田市総合事業通所型サービス】

いいだデイサービスセンター	平成18年 4 月1日	第2070500323号
北部デイサービスセンター	平成18年 4 月1日	第2070500331号
上郷デイサービスセンター	平成18年 4 月1日	第2070500356号
竜東デイサービスセンター	平成18年 4 月1日	第2070500349号

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

遠山荘	平成16年 4 月1日	第2072500958号
飯田荘	平成20年 4 月1日	第2070500885号

【短期入所生活介護（ショートステイ）】

遠山荘	平成16年 4 月1日	第2072500958号
飯田荘	平成20年 4 月1日	第2070501370号

【介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）】

遠山荘	平成18年 4 月1日	第2072500958号
飯田荘	平成23年 7 月1日	第2070501370号

2. 事業所の概要

事業所	名	飯田市社協とおやま居宅介護支援センター
指定	番号	長野県 第2072500883号
所在地	地	飯田市南信濃和田1550番地
電話番号	番号	0260(34)1062

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法令の趣旨に従い、ご利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止又は要介護状態となことの予防を念頭に置き、適切な居宅サービスが利用者の選択によって総合的、効率的に提供され、居宅において可能な限り自立した日常生活が営めるよう支援することを目的とします。
運営の方針	ご利用者の意志及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ち、提供される指定居宅サービス等が、特定の種類の又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することの無いよう公正中立に行ないます。又、事業の運営に当たっては、飯田市及び他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

4. 職員体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

従業者の職種	人 数	勤務体制
管 理 者	1 名	常勤（兼務）
介 護 支 援 専 門 員	2 名	常 勤

5. 営業日・営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日までです。休業日は土曜日・日曜日・祝日及び12月29日から1月3日。
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時30分。
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時30分。緊急対応が必要な場合はこの限りではありません。

6. 営業区域

飯田市内。(主として南信濃・上村地区) * 交通費については、飯田市内にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は交通費の実費が必要です。

7. 利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。
但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

要介護 1・2	要介護 3・4・5
10,860円	14,110円

8. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

